

事業主さん、ご存じですか!?

足場の組立て、解体又は変更の作業に就く場合、 「特別教育」が必要です！

(平成27年7月1日より適用)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第30号）による労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の一部改正により、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床における補助作業の業務を除く。）が、特別教育を必要とする業務に追加されました。

当協会では、「足場の組立て等作業従事者特別教育」を開催しておりますので、ぜひ受講ください。

〈A〉コース 学科：3時間

※1 対象：平成27年7月1日時点で、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務に従事していた方

時 間 13:20～16:30 (3H)

受講料 一般：6,170円 会員：5,140円
(消費税込)

テキスト代 800円
(消費税込)

平成29年度開催日 5月10日(水) <最終のご案内になります>

- (1) 足場及び作業の方法に関する知識 1時間30分
- (2) 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 15分
- (3) 労働災害の防止に関する知識 45分
- (4) 関係法令 30分

※お急ぎください!! ※

Aコースは5月10日の講習をもって終了となります。
(対象者は※1となります)

〈B〉コース 学科：6時間

対象：平成27年7月1日時点で、足場の組立て等の業務従事経験のない方。(新たに業務に就く方)

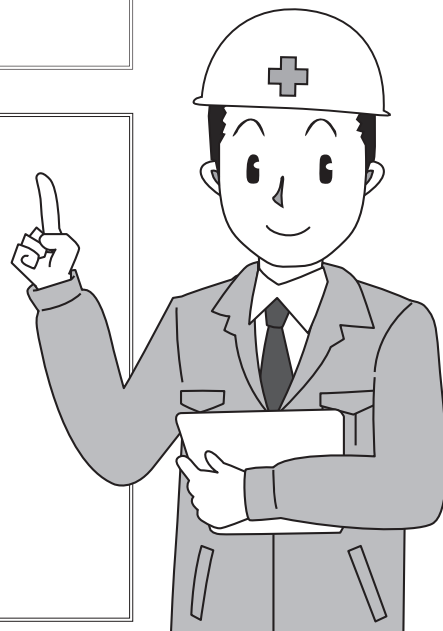
時 間 9:20～16:30 (6H)

受講料 一般：9,260円 会員：8,230円
(消費税込)

テキスト代 800円
(消費税込)

平成29年度開催予定月 7月、11月、3月

- (1) 足場及び作業の方法に関する知識 3時間
- (2) 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 30分
- (3) 労働災害の防止に関する知識 1時間30分
- (4) 関係法令 1時間



<特別教育を省略できる方>

- (1) 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者
- (2) 建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した者等足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる者
- (3) とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
- (4) とび科の職業訓練指導員免許を受けた者